

令和5年度高収益作物等導入支援事業のご案内

高収益作物等の作付けを前年産より拡大した担い手に対し、増加面積分の助成を行います。

主な内容

対象となる農業者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農
対象作物 (基幹作に限る)	高収益作物(野菜、果樹、花き)、飼料作物、WCS用稲
補助金額	作付拡大面積当たり 5,000円/10a(上限) ※申込状況等により単価が減額されることがあります。
補助の要件	対象年度において、助成対象者単位で本年産の対象作物の作付面積が前年産から10a以上拡大すること等
留意事項	<ol style="list-style-type: none">1 高収益作物(野菜、果樹、花き)は、助成対象年度の地域水田収益力強化ビジョンで支援対象となっている作物が対象となります。2 飼料作物及びWCS用稲は、経営所得安定対策等実施要綱(以下「要綱」という)に定める戦略作物助成の要件を満たすものが対象となります。3 要綱に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が、本事業の交付対象農地となります。4 本事業が、要綱に定める国の都道府県連携型助成の対応事業として承認された場合、国から県助成額と同額が助成されます。5 虚偽の申請をした場合等は、補助金の返還対象となります。

補助金の手続き等

補助金の申請先は、地域農業再生協議会となります。
(申請時期等は、地域農業再生協議会にお問い合わせください)

(参考：事業の主な流れ)

